**新富町立富田小学校ホームページ運用等に関するガイドライン**

第1条（名　称）

　　本ガイドラインを、「新富町立富田小学校ホームページ運用等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）とする。

第2条（本ガイドラインが適用される範囲）

　　本ガイドラインは、新富町立富田小学校（以下「本校」）で作成され、本県より委託された民間プロバイダ内に設置されたサーバーを通して、インターネット上に公開されている全ての電子データに適用される。

第3条（目　的）

　　本ガイドラインは、ホームページを通して本校の教育活動等をインターネット上で適切に公開するためのものであり、法令を遵守し、児童生徒・保護者及び本校関係者の個人情報を保護する観点から、必要な事項を定めるものである。

第4条（本校ホームページ公開の趣旨）

　 1 本校の特色や教育活動について一般に広く紹介するとともに、その理解を求める。

　 2 本校の学習活動や研修内容等を公開し、広く意見を求めることで、以後の学習活動や研修の推進・深化を図る。

　 3 本校児童の活動を保護者及び地域・関係諸機関に公開し、活動への理解と協力を得るために活用する。また、相互の連携を密にし、開かれた学校づくりを推進する。

　 4 特別支援教育に関する指導体制や研修の概要、児童の学習内容、教材の紹介等、特別支援教育に関する情報の発信は，必要に応じて行う。

　 5 児童の学習活動の成果をインターネット上に公開することで、児童の情報社会に参画しようとする意欲と態度を育てる。

　 6 ホームページの公開を通して、児童や本校職員の情報活用能力及び情報発信能力、情報モラルを育成し、情報社会や国際社会において適切に対処する能力を養う。

第5条（ホームページの責任・管理）

　　1　ホームページの責任者（以下「責任者」）は、学校長とする。

　 2　ホームページの運用管理者（以下「運用管理者」）は、教頭とする。

　 3　責任者は、ホームページの適正な運営に関して必要事項を協議するために、企画委員会の中で協議の機会を設けるとともに、掲載された情報について責任を負う。

　 4　企画委員会は、作成されたホームページが本ガイドラインの下、適正に運用されているか、必要に応じて検討する。

　 5　ホームページの作成やその後の運用は、教務主任及び情報教育主任を中心に、全職員で行うこととする。

　 6　ホームページの作成及び公開に関しては、第6条に示す事項に準じて行うものとする。

第6条（ホームページの作成及び公開に関する留意事項）

　1　ホームページの公開については、以下の順序で行うこととする。

　　　①　作成者は、本ガイドラインに沿ってホームページの作成を行い、作成したデータを責任者に提出する。

　　　②　責任者不在の場合は、作成したデータを一旦保留にし、後に責任者の復帰に合わせて決済を受ける。

　　　③　責任者は、データをサーバーにアップロードし、ホームページを更新する。

　　2　ホームページの削除については、責任者及び運用管理者、情報教育主任、該当ページ作成者が協議を行った後に、情報教育主任が該当データを削除する。ただし、県・町教育委員会から指示があった場合、責任者が不在の場合等、非常時についてはこの限りではない。

3　以下に示すものは、ホームページに公開してはならない。

　　　・　児童生徒、保護者及び本校関係者の個人情報に関する内容。

　　　・　名前と顔が一致する写真等。

　　　・　個人・団体の誹謗中傷や差別につながるような内容。

　　　・　その他，責任者が不適当と判断したもの。

　　4　以下に示すものは、所定の条件を満たした場合に限り公開するものとする。

　　（１）画像処理（ぼかし等）をしていない児童の顔写真や児童の名字または名前をやむを得ず掲載する場合は、必ず本人及び保護者の承諾を得なければならない。

　　（２）著作権、肖像権、知的所有権のあるものを掲載する場合は、必ず権利を保有する個人または団体の承諾を得なければならない。

第7条（禁止事項）

　 1　個人的な信条思想を公開すること。

　 2　本ホームページを営利目的として使用すること。

　 3　その他、教育目的・研究目的から逸脱した内容や、趣旨に沿わない内容のページを公開すること。

第8条（非常時の対応）

　 1　本ガイドラインに沿って公開されたホームページにより問題が生じた場合は、企画委員会で協議し、責任者の判断により速やかに対応する。

　 2　緊急を要する場合は、責任者の判断で該当ページを削除、またはホームページ全ての公開を中止することができる。

第9条（ガイドラインの明示）

　　本ガイドラインは、本校ホームページ上に明示するものとする。

第10条（ガイドラインの改正）

　　 本ガイドラインの内容を改正する場合は、企画委員会で協議を行った後に、全職員の共通理解が得られるよう、職員会等で周知しなければならない。

第11条（附　則）

　　 本ガイドラインは、平成24年9月28日から施行する。